

2020 年度（令和 2 年度）山梨県失語症者向け意思疎通支援者養成講習会

実施要項

1. 目的

この講習会は、失語症（脳卒中などの後遺症であることばの障害）のある方の日常生活上の困難さを理解し、正しい知識と適切な会話技術を身に付けて、失語症のある方のコミュニケーションと社会参加を支援できる意思疎通支援者を養成し、その活動によって失語症のある方の福祉の増進を図ることを目的としています。

2. 実施主体

山梨県より事業委託を受け、一般社団法人山梨県言語聴覚士会が実施します。

3. 開催期間

2020 年 9 月 12 日（土）～2021 年 3 月 13 日（土）（全 12 回、40 時間）

4. 日程・養成講習会カリキュラム（講習と実習が同日の日もあります）

（1）講習 10 回：2020 年 9 月 12 日～2021 年 2 月 7 日

（2）実習 10 回：2020 年 10 月 11 日～2021 年 3 月 13 日（失語症友の会「ふじやま」にて）

※新型コロナウイルス感染状況等により、日程や会場を変更する場合があります。

山梨県失語症者向け意思疎通支援者養成講習会の日程表（休憩時間を含む）

	日時	時間	講習内容	会場
①	9 月 12 日（土）	開始：13：00 終了：16：40	開講式 失語症とは何か、意思疎通支援者とは何か	びゅあ総合
②	9 月 26 日（土）	開始：13：30 終了：16：30	意思疎通支援者の業務 失語症のある方の日常生活とニーズ	びゅあ総合
③	10 月 11 日（日）	開始：10：00 終了：15：00	コミュニケーション支援技法Ⅰと実習Ⅰ コミュニケーション支援実習Ⅰ-①	びゅあ総合
④	10 月 24 日（土）	開始：10：30 終了：14：30	外出同行支援 外出同行支援実習①	びゅあ総合 会場未定
⑤	11 月 1 日（日）	開始：10：00 終了：15：30	コミュニケーション支援技法Ⅰ コミュニケーション支援実習Ⅰ-②	びゅあ総合
⑥	11 月 21 日（土）	開始：13：00 終了：15：00	外出同行支援実習②	会場未定
⑦	12 月 13 日（日）	開始：13：30 終了：16：30	コミュニケーション支援実習Ⅰ-③	びゅあ総合
⑧	1 月 16 日（土）	開始：13：30 終了：16：30	コミュニケーション支援実習Ⅰ-④	びゅあ総合
⑨	1 月 31 日（日）	開始：13：30 終了：16：30	コミュニケーション支援実習Ⅰ-⑤	びゅあ総合

⑩	2月7日(日)	開始：13：30 終了：17：40	身体介助の方法 身体介助の実習	びゅあ総合
⑪	2月28日(日)	開始：13：30 終了：16：30	コミュニケーション支援実習Ⅰ-⑥	びゅあ総合
⑫	3月13日(土)	開始：13：00 終了：17：00	外出同行支援実習③ 買い物 閉講式/修了証授与	イオン 防災会館

5.受講対象者と定員

失語症のある方の福祉に理解と熱意があり、次の要件を備えている方

- (1) 山梨県内に在住・在勤・在学中の方
- (2) 18歳以上である方(2020年4月1日現在)
- (3) 講習会終了後、山梨県に名簿登録し失語症のある方の意思疎通支援に関わっていただける方
- (4) 定員：10名 ※申し込みが募集人数を超えた場合は審査により受講対象者を決定します

6.受講料

無料

7.申し込み方法と申込期限

(1) 受講申込方法

受講を希望される方は、郵便、FAX、メールで下記申込書送付先まで申込書をご提出ください。詳しい申込方法等は、山梨県言語聴覚士会ホームページでご確認ください。

(2) 申込期限

2020年7月31日(金)まで

8.受講決定

書類審査のうえ、8月5日(水)までに受講の可否をお申込みのあったすべての方に郵送にてお知らせします。

9.受講修了者

- (1) 講座の全過程を終了された方には修了証が交付されます。
- (2) 失語症者向け意思疎通支援者として、氏名、住所、連絡先を山梨県の名簿に登録していただきます。
- (3) 県内で失語症者向け意思疎通支援等の活動について協力要請があった場合には、協力していただきます。

※なお、登録についての流れは初日オリエンテーションの中でも説明いたします。

10.問い合わせ先・申込書送付先

一般社団法人山梨県言語聴覚士会 事務局

〒406-0014 山梨県笛吹市春日居町国府 436

メール：st@kasugai-reha.com

電話：0553-26-4126 FAX：0553-26-4366